

臨時報告書

(金融商品取引法第24条の5第4項に基づく報告書)

本書は金融商品取引法第24条の5第4項に基づく臨時報告書を同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

岩谷産業株式会社

E02567

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年 6 月28日

【会社名】 岩谷産業株式会社

【英訳名】 IWATANI CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 牧 野 明 次

【本店の所在の場所】 大阪府中央区本町3丁目4番8号

【電話番号】 (06)6267-3325

【事務連絡者氏名】 常務執行役員経理部長 渡 邊 正 博

【最寄りの連絡場所】 東京都港区西新橋3丁目21番8号

【電話番号】 (03)5405-5725

【事務連絡者氏名】 経理部部长（東京担当） 川 崎 智 彦

【縦覧に供する場所】 岩谷産業株式会社 東京本社
（東京都港区西新橋3丁目21番8号）
岩谷産業株式会社 中部支社
（名古屋市中区丸の内3丁目23番20号）
岩谷産業株式会社 千葉支店
（千葉市中央区登戸1丁目21番8号）
岩谷産業株式会社 横浜支店
（横浜市港北区新横浜2丁目14番地の27）
岩谷産業株式会社 神戸支店
（神戸市兵庫区浜崎通2番7号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜1丁目8番16号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄3丁目8番20号）

1 【提出理由】

平成22年6月25日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成22年6月25日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

1 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1株につき金 8円 総額 1,967,849,984円

2 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年6月28日

第2号議案 取締役16名選任の件

牧野明次、渡邊敏夫、南本一彦、宮川隆史、檀原雅、武田英祐、西田享平、上羽尚登、福澤芳秋、野村雅男、種池寛、川上晋司、牧瀬雅美、廣田博清、野上千俊、谷本光博の各氏を取締役に選任するものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

加藤泰平氏を監査役に選任するものであります。

第4号議案 会計監査人選任の件

あずさ監査法人を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
第1号議案 剰余金処分の件	170,116	216	0	(注)1	可決 89.68
第2号議案 取締役16名選任の件					
牧野 明次	167,117	3,181	0	(注)2	可決 88.10
渡邊 敏夫	167,623	2,675	0		可決 88.37
南本 一彦	169,491	807	0		可決 89.35
宮川 隆史	169,487	811	0		可決 89.35
檀原 雅	169,492	806	0		可決 89.35
武田 英祐	169,470	828	0		可決 89.34
西田 享平	169,457	841	0		可決 89.33
上羽 尚登	169,492	806	0		可決 89.35
福澤 芳秋	169,492	806	0		可決 89.35
野村 雅男	169,492	806	0		可決 89.35

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合(%)
種池 寛	169,492	806	0	(注) 2	可決 89.35
川上 晋司	169,492	806	0		可決 89.35
牧瀬 雅美	169,491	807	0		可決 89.35
廣田 博清	169,491	807	0		可決 89.35
野上 千俊	169,435	863	0		可決 89.32
谷本 光博	169,387	911	0		可決 89.30
第3号議案 監査役1名選任の件				(注) 2	
加藤 泰平	164,016	6,318	0		可決 86.46
第4号議案 会計監査人選任の件	170,088	246	0	(注) 1	可決 89.67

(注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計した事により、各議案事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。